

# 農業者戸別所得 補償制度の 本格実施に向けて

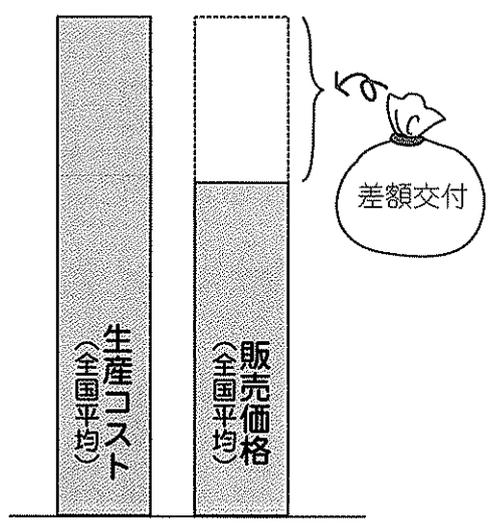
- 1 農業者戸別所得補償制度の本格実施
- 2 対象作物ごとの支援内容
- 3 加算措置
- 4 関連支払
- 5 備蓄制度の変更

山梨県水田農業推進協議会

不明な点がございましたら、地域水田農業推進協議会・市町村・  
JAまたは山梨農政事務所までお問い合わせください。

# 1 農業者戸別所得補償制度の本格実施

- 農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指しています。
- 平成22年度は、「米に対する助成」や水田転作の麦・大豆などに対する「水田活用の所得補償」がモデル対策として実施されました。23年度は、これに「畑作物の所得補償」(水田・畑地共通)を加えて本格実施されます。



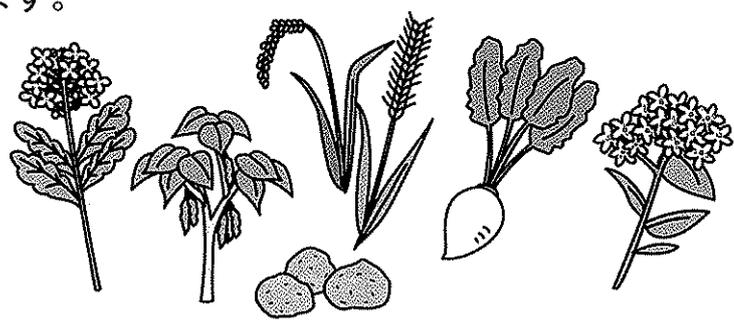
### 水 田

- 米の所得補償交付金
- 米価変動補てん交付金
- 水田活用の所得補償交付金
- 畑作物の所得補償交付金

### 畑 地

- 畑作物の所得補償交付金

- 対象となる作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね。水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域特産物も対象となります。



## 2 対象作物ごとの支援内容

### 米(主食用米)

#### 米の所得補償交付金・・・交付単価1.5万円／10a(全国一律)

- 標準的な生産費(経営費+家族労働費の8割)と販売価格との差額分が直接交付されます。

#### 交付対象者

- 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農
  - ※ 販売農家については、水稻共済加入者または当然加入面積以下の者等は販売実績がある者
  - ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの
  - ※ 農業者は、市町村が策定・公表する生産数量目標の設定ルールに適合する生産数量目標を記入した営農計画書を、生産年の6月30日までに、市町村または地域農業再生協議会(水田農業推進協議会から改組)へ提出(市町村がルール適合可否を確認)

#### 交付対象面積

- 交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)
  - ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

#### 米価変動補てん交付金

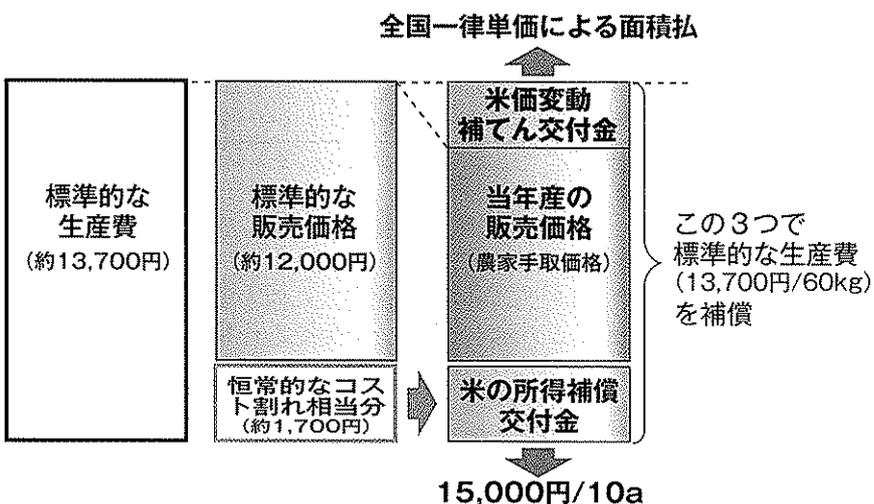
- 米の所得補償交付金と合わせて、標準的な生産費を補償するものとして、当年産の販売価格が標準的な販売価格(平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均)を下回った場合に、その差額を基に、10a当たりの単価で直接交付されます。
- 当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用し、交付金は翌年度の5～6月頃に支払われます。

#### 交付対象者

- 米の所得補償交付金の交付対象者

#### 交付対象面積

- 米の所得補償交付金の交付対象面積



## 戦略作物(麦、大豆、米粉用米、飼料用米等)

### 水田活用の所得補償交付金・・・全国统一単価

- 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金が直接交付されます。

#### 交付対象者

- 販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

#### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

※ 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件

#### 二毛作助成 1.5万円/10a

( 主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成 )

#### 耕畜連携助成 1.3万円/10a

( 飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組に対して助成 )

#### 産地資金

- 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産に向けた取組などを支援する「産地資金」が創設されます。
- 資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能です。

#### 基本的運用

- 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県が助成対象作物・単価等を設定
- 都道府県の判断によっては、地域段階の農業再生協議会(水田農業推進協議会から改組)に枠を配分し、それぞれで支援内容を設定することも可能
- 交付金は国から農家に直接交付

#### 水田における使途の例

- 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- 集落営農に対する支援
- 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- 地域農業の振興を図る上で重要な作物(野菜・花き等)に対する支援
- 備蓄米に対する支援 等

#### 畑地における使途の例

- 単収、品質の安全・向上に向けた新品種、技術導入に対する支援

## 畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)

### 畑作物の所得補償交付金・・・全国一律単価

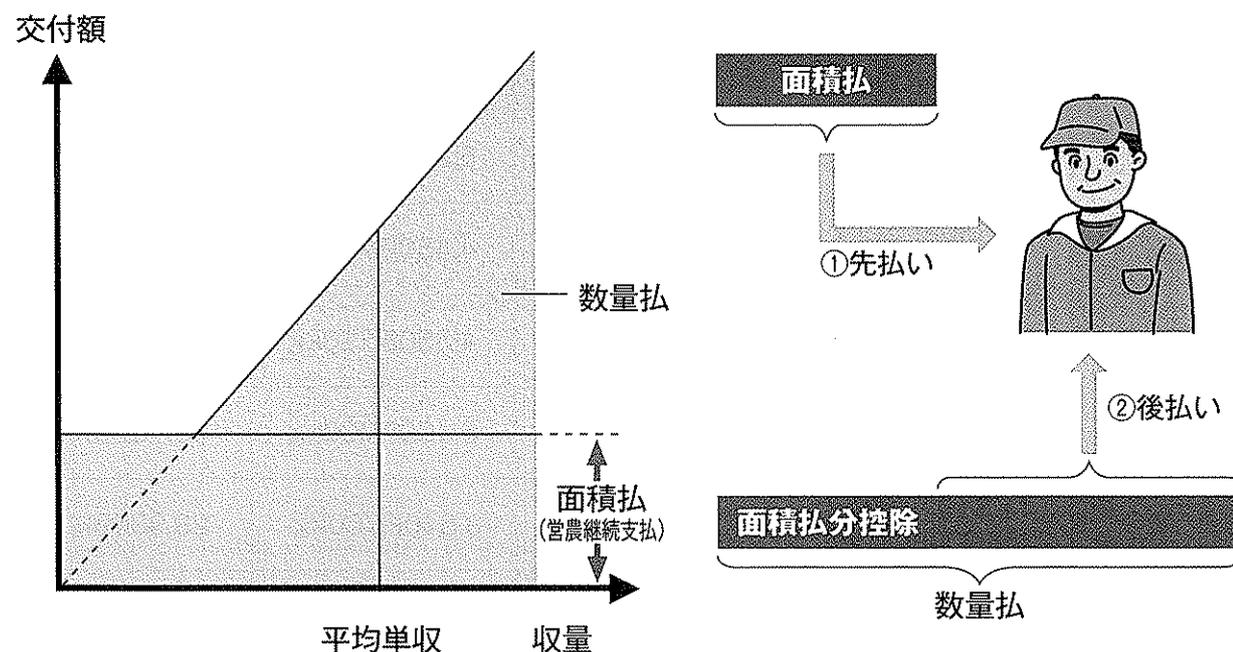
#### 交付対象者

- 対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農
  - ※ 販売農家については、販売実績がある者または共済加入者
  - ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの
  - ※ 農業者は、都道府県が策定・公表する麦・大豆等の生産数量目標の設定ルールに適合した生産数量目標を記入した営農計画書を、生産年の6月30日までに、市町村または地域農業再生協議会(水田農業推進協議会から改組)へ提出(都道府県または市町村がルール適合可否を確認)。平成23年産については、例えば、麦は播種前契約数量、大豆等は出荷・販売契約数量を基に生産数量目標を設定する等の運用を検討

#### 交付単価

- 「数量払」と「面積払(営農継続支払)」が併用されます。

#### 数量払と面積払(営農継続支払)の関係



- 単収増や品質向上の努力が反映されるよう「数量払」を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が「面積払(営農継続支払)」で交付されます。
- 交付金は、「面積払(営農継続支払)」が先に支払われ、その後、対象作物の出荷・販売数量が明らかになった段階で、「数量払」の額が確定し、先に支払われた「面積払(営農継続支払)」分を差し引いた額が追加で支払われます。

## 数量払

- 全算入生産費をベースに算定された標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分が単位重量当たりの単価で直接交付されます。また、「品質加算」もあります(7～8頁参照)。

### 〈交付対象数量〉

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

## 面積払(営農継続支払)

- 農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、2万円/10a(畑作物共通)が直接交付されます。

### 〈交付対象面積〉

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの前年産の生産面積

(注) 面積払(営農継続支払)については、畑における作付面積の確認体制等の実務的な課題があることを踏まえ、当面は、前年産の生産面積(農業者の生産数量を地域単収で換算した面積)に基づく支払い。なお、交付対象者は、数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

対象作物	交付単価		(参考) 旧制度(経営所得安定対策)における平均的な単価	
	【数量払(平均単価)】 ( )は面積換算(参考)	【面積払】	数量換算	面積換算
小麦	田 畑	6,360円/60kg (43,700円/10a)	2万円/10a	6,250円/60kg 40,400円/10a
二条大麦	田 畑	5,330円/50kg (37,600円/10a)	2万円/10a	4,450円/50kg 32,200円/10a
六条大麦	田 畑	5,510円/50kg (34,200円/10a)	2万円/10a	4,350円/50kg 28,000円/10a
はだか麦	田 畑	7,620円/60kg (40,000円/10a)	2万円/10a	6,430円/60kg 35,700円/10a
大豆	田 畑	11,310円/60kg (38,300円/10a)	2万円/10a	8,540円/60kg 28,900円/10a
てん菜		6,410円/t (40,300円/10a)	2万円/10a	7,170円/t 41,300円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ		11,600円/t (51,500円/10a)	2万円/10a	12,160円/t 52,900円/10a
そば	田 畑	15,200円/45kg (22,600円/10a)	2万円/10a	— —
なたね	田 畑	8,470円/60kg (32,000円/10a)	2万円/10a	— —

※ 小麦のパン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算

### 3 加算措置

#### 品質加算

● 麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、「数量払」の交付単価において、品質に応じて単価の増減が行われます。

#### ○ 小麦の品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

平均単価  
6,360円

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算

#### ○ 大麦・はだか麦の品質区分と交付単価

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦 (50kg当たり)	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦 (60kg当たり)	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

平均単価  
5,330円

平均単価  
5,510円

平均単価  
7,620円

#### ○ 大豆の品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170	11,480	10,800
特定加工用大豆	10,120		

平均単価  
11,310円

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

#### ○ てん菜の品質区分と交付単価

(円/t)

品質区分(糖度)	(←0.1度ごと)	17.1度	(0.1度ごと→)
てん菜	▲62	6,410円	+62

平均単価  
6,410円

○ でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価 (円/t)

品質区分(でん粉含有率)	(←0.1%ごと)	18.0%	(0.1%ごと→)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

平均単価  
11,600円

○ そばの品質区分と交付単価 (円/45kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等	等外・未検査
そば(45kg当たり)	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

平均単価  
15,200円

○ なたねの品質区分と交付単価 (円/60kg)

品質区分(品種)	キザキノナタネ ナナンキブ キラリボシ	その他の品種
なたね(60kg当たり)	8,680円	7,940円

平均単価  
8,470円

## 規模拡大加算

- 戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)するために、新たに利用権設定(設定期間6年以上)をした農地の面積に応じて、設定した年度に2万円/10aが支払われます。

※ 戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物(畑)、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・未加入にかかわらず特別措置として交付対象となります。

## 再生利用加算

- 地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、右の額が最長で5年間支払われます。

	畑	平地	条件不利地
交付単価		2万円/10a	3万円/10a

### 対象農地

- 市町村・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- 市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

### 交付対象者

- 畑作物の所得補償交付金の加入者のうち、再生利用計画に掲載された対象農地に、麦、大豆、そば、なたねを作付けて営農を継続することが確実と認められるもの

## 集落営農の法人化支援

- 集落営農が法人化した場合に、定額40万円が支払われます（法人登記等事務費相当）。  
※ 任意組織を経由せず直接法人化した集落営農法人を含む。平成23年4月1日以降に法人登記した組織が対象

## 緑肥輪作加算

- 豆類が栽培できず3年輪作しかできない地帯などの畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閒緑肥）に、その作付面積に応じて1万円/10aが支払われます。

### 対象となる緑肥作物

- 青刈りトウモロコシ、エンバク、イタリアンライグラスなどの地力の維持・向上効果が高い作物

### 交付対象面積

- 休閒緑肥を導入した畑であって、前年度に畑作物の所得補償交付金の対象作物が栽培されたものの面積

## 4 関連支払

### ① 中山間地域等直接支払交付金

条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金が交付されます。

### ② 農地・水保管理支払交付金

地域共同による農地・農業用水等の保管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組が支援されます。

### ③ 環境保全型農業直接支援対策

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援が実施されます。

### ④ 甘味資源作物・国内産糖交付金等

国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金が交付されます。

## 5 備蓄制度の変更

備蓄制度は、回転備蓄から棚上備蓄へ変更

### ● 概要

- ① 100万トンの備蓄水準を基本
- ② 毎年20万トンを備蓄米として買入れ、備蓄期間は5年間。その間主食用米の供給が不足する等放出の事態がなければ、飼料用等の非主食用に販売
- ③ 備蓄米の買入れは、農家の営農計画に反映できるよう田植え前までの事前契約とし、毎年、原則2月～4月頃に入札の上決定
- ④ 買入対象銘柄は一般的に主食用として流通している銘柄とし、価格については、主食用米の価格を基本とした全国一律の予定価格のもとで、入札により決定

※ 備蓄米の生産については一定のまとまった数量での事前契約が必要であり、地域としての米の生産の戦略的な取組みの中できちんと対応することが重要です。